

第四十回国 参議院 法務委員会 會議録 第四号

昭和三十七年二月一日(木曜日)

午前十一時五十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 松野 孝一君
理事 井川 伊平君
増原 恵吉君
魚田 得治君
大谷 登潤君

委員 青田源太郎君
林田 正治君
加瀬 完君
高田なほ子君

政府委員
法務大臣官房司 津田 實君
法制調査部長 竹内 壽平君
法務省刑事局長 濱木 一夫君
法務省訟務局長 濱木 一夫君
最高裁判所長官代理者
最高裁判所事務 桑原 正憲君
総務局長 西村 高見君
事務局側 常任委員 西村 高見君
会専門員

本日の会議に付した案件

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○行政事件訴訟法案(内閣送付、予備審査)

○検察及び裁判の運営等に関する調査

(被疑事件の処理状況に関する件)

○委員長(松野孝一君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

去る一月二十五日本委員会に付託されました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案について提案理由の説明を聴取いたします。

本案につきましては、ただいま植木法務大臣、桑原最高裁判所事務局長が出席しておられますので、法務大臣に提案理由の御説明をお願いいたします。

○国務大臣(植木庚子郎君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

この法律案の主旨は、第一審における訴訟の適正迅速な処理をはかる等のため、裁判所の職員を増加しようとするものでありまして、以下簡単にその要点とすることを申し上げます。

まず第一に、下級裁判所の裁判官の定員を増加しようとする点であります。政府におきましては、第一審の充実強化をはかるための方策といたしまして、数年来逐次裁判官の定員を増加する等の措置をとって参りましたが、右の方策の一環として、このたび、特に裁判官の負担が重くなっている地方裁判所における事件の審理及び裁判の適正迅速化をはかるため、人員充足の見通し等を考慮した上、さしあたり判事の員数を十五人増加しようとするものであります。

次に、裁判官以外の裁判所の職員の数を増加しようとする点であります。特許法による審決に対する訴訟その他東京高等裁判所が取り扱います工業所有権関係訴訟の事件数の増加に對処し、その処理の適正迅速化をはかるため、裁判官の命を受けて事件の審理及び裁判に必要の調査をつかさどる裁判所調査官の員数を増加し、また、すでに述べました裁判官の定員の増加に伴い地方裁判所における事件の審理及び裁判の適正迅速化をはかる等のため、裁判事務についての補助的機関として重要な職務を遂行する裁判所書記官の員数を増加するとともに、近時少年の保護事件の数がますます増加する傾向にある事情にかんがみ、その専門の学識経験により事件の処理に必要な調査等の事務をつかさどる家庭裁判所調査官の員数を増加し、さらに、裁判所における庁舎の新築等に伴いまして、庁舎の監視、機器の運転操作その他の業務に従事する行政職務給表(㊄)の準用を受ける職員の数を増加しようとするものであります。これら新たな員数の総数は、百二十四人であり

以上が裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませようお願いいたします。

○委員長(松野孝一君) 以上で説明は終了いたしました。本案に対する質疑は後日あらためて行なうことといたします。

○委員長(松野孝一君) 次に、行政事件訴訟法案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。

本案については、植木法務大臣のほか、浜本訟務局長、津田司法法制調査部長が出席しております。法務大臣に提案理由の御説明をお願いいたします。

○国務大臣(植木庚子郎君) 行政事件訴訟法案の提案理由を御説明申し上げます。

御承知のとおり、行政事件については、訴訟は、日本国憲法の施行に伴いまして、司法裁判所の管轄に属することになりましたため、とりあえず緊急措置を講じますとともに、早急に所要の規定を設けることとなりまして、昭和二十三年七月、現行の行政事件訴訟特例法が制定施行されるに至ったものでございます。しかしこの特例法は、何分急務の際に制定された法律でありまして、各般の事項にわたって十分に検討を加える余裕もありません。そのため、解釈上幾多の疑義を醸成したのみならず、各種の行政法規との関連につきましても、不統一であり、かつ多岐にわたっておりまして、その結果、實際上の運用の面におきましても、幾多の困難な問題に逢着いたしまして、国民の権利を伸張し行政の運営をいたしますに少なからぬ支障を来しております。政府におきましては、行政

事件訴訟に関する法令の全般にわたって再検討を加え、従来の欠陥や疑義をできるだけ除去した一般法を制定する必要があると痛感いたしました。昭和三十年三月、法務大臣より法制審議会に諮問をいたしました。自來同審議会において慎重審議の上、昨年五月ようやくその改正要綱を答申して参つたのであります。この答申は先に述べました現行法令中の改正を必要とする諸要請を十分に満たしたものでありまして、現在といたしましては最も妥当な案と考えられますので、これをすみやかに立法化しようとするものでございます。

次に、この法律案のおもな要点を申し上げます。

まず第一に、現行法と異なりまして、訴訟の種類を類型化し、これに適用される法規を明確にいたしております。すなわち、行政事件訴訟を抗告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟、機関訴訟の四種類に分け、さらに抗告訴訟の態様としまして、処分取り消しの訴え、裁決の取り消しの訴え、無効等確認の訴え、不作為の違法確認の訴えを例示しまして、それぞれについての定義規定を設けますとともに、適用もしくは準用する規定の範囲を明らかにしまして、これによって現行法上生ずる解釈上の疑義を取り除いておるのであります。

第二に、国民の権利救済の面より從來とかくの批判がありました訴訟前置主義を原則として廃止することとして

一

置る必要のある行政処分も少なくないことは否定できませんので、そのような行政処分につきましては、個々のにそれぞれの特別法で所要の規定を置くことといたしました。

第三に、現行の専属管轄の制度を廃止しますとともに、一般管轄のほかに特別管轄を認めることといたしてあります。これは、管轄裁判所の範囲を拡張しまして、国民の権利救済の便宜をはかるためのものであります。

第四に、訴えの提起があつた場合における行政処分についての執行停止の制度を整備することといたしてあります。また、現行の執行停止に対する内閣総理大臣の異議の制度につきましては、これによって国民の権利の救済が不当に阻害されることのないよう、その政治的責任を明らかにするための規定を設けることといたしました。

第五に、行政処分の取り消しの判決は、公法上の法秩序安定のため第三者に対してもその効力が及ぶものとし、現行の訴訟参加の制度を改め、現行の訴訟参加の制度を改め、また、第三者保護のために再審の訴えを認めることといたしてあります。

第六に、行政処分の無効等確認の訴えは、現在の法律関係に関する訴えによりましては目的を達することができない場合に限りて許されることを明らかにしますとともに、これと関連して、行政処分の効力等を争点とする私法上の法律関係に関する民事訴訟につきましても所要の規定を設けることといたしてあります。

右のほか、出訴期間、当事者適格、関連請求の併合、処分の取り消しの訴えと裁決の取り消しの訴えとの関係、

事情判決その他各般の事項にわたります。現行法の規定を改正し、あるいは新たに規定を設けることといたしてあります。これらもすべて前同様に現行法の欠陥を是正し、また解釈上の疑義を除去するための所要の措置でございます。

なお、この法律案による改正に伴いまして、他の多数の法律中の行政事件訴訟に関する規定を整備する必要があるのでありますが、これに関する法律案は、本法案とは別途に後刻提出いたす所存でございます。

以上をもちまして、本法案の提出理由の説明を終ります。何とぞ御審議の上すみやかに可決をいただきますようお願い申し上げます。

○委員長(松野孝一君) 以上で説明は終了いたしました。木案に対する補足説明、質疑等は後日に譲ることといたします。

○委員長(松野孝一君) 次に、検察及び裁判の運営等に関する調査中、被疑事件の処理状況に関する件を議題といたします。

本件については前回調査を行なった際に、当局内で御調査の上追って御報告を願うこととした事項がございますので、この点について御報告願います。

なお本件につきましては、竹内刑事局長が出席しております。

その一つは、熊本地検の某副検事が、本件は起訴にきまつているという趣旨のことを発言している事実があるかどうかという点でございますが、さつそく右の点につきまして熊本地検に調査を命じまして、その責任ある回答を求めた次第でございますが、それによりまして、本件の捜査に補助検察官として関与いたしました副検事は矢山部輝雄でございます。同人につきましては、部内はもちろん部外の何びとに対しても、かような発言をしたことではないということでございます。

さらに、熊本地検には右の矢山部副検事のほかに、副検事は四名おりますが、その四名につきまして調査いたしました結果、これも同様にさような発言をしたことではないということを明らかにいたしました。しかも他の四名につきましては、本件には全然関与してない検事でございます。

第二の点は、昨年の七月、野田検事正が岐阜地検の検事正に転動になりましたが、その直前である七月五日、本件の主任検事野田検事を伊津野検事に変更した点につきまして、検事正はすでに自分の転任することを承知しておりながら、あえて右の主任検事の変更をしたのではないだろうかという点の御疑念でございます。この点調査をいたしましたところ、野田検事正の転任につきましては、七月十二日電信によつて同検事正に交渉がなされていることを、当省の人事課長の言葉並びに現在同課に残っております電信の原議によりまして確認をいたしましたので、さようなことではない、承知しながら配置がえをするということとはなからうと

いう推測をいたしました。その旨をお答えを申し上げた次第でございます。長官の御言葉によりまして確認することができたことをお答え申し上げます。御自分の転任を承知いたしましたのは七月十二日以降のことでございます。したがって、主任検事を変更いたしました当時においては、何ら自分の転任についてはあつたらなかつたというのが実情でございます。

第三点といたしまして、当時熊本地検ではどのくらい三井鉱山関係の事件を取り扱つていたであろうかという点でございます。当時三井鉱山関係事件のすべてが当方に報告があるわけではございませんが、おもなるものは三井三池労働争議をめぐる暴力事件であつたと思つております。昭和三十五年におきましては、五百七十七人、同三十六年には九人の受理をいたしてあります。三十五年の五百七十七名につきましては、百四十二名を起訴し、三百六十九名を不起訴処分にし、さらに三名は家裁送致等の処置を完了いたしました。三十六年度の九名につきましては、二名は起訴処分としてすでに最終決定をいたしておりますが、他は捜査中ということに相なつております。

以上が御疑念に対するお答えでございます。

○委員長(松野孝一君) 本件についての御質疑のおありの方は御発言下さい。

○亀田得治君 この前、さらにもう一点調べてもらいたいと申し上げていた点ですが、野田検事正が三十六年の七月八日に、三井鉱山あるいは九産交の重役と一緒に宿泊をしておられるわけですが、その際、翌日三千円戸上という人に渡した、こういうことが答えられておられるのですが、事実そういうものが渡されたとしても、はたしてそれが適正な金額と言えるのかどうかというふうな点についても、全体を調べないことはわからぬわけですが、その点も調べてもらいたい、こういうふうな私申し上げたはずですが、その点はどうでしょう。

○政府委員(竹内壽平君) 三千円が適正な額であるかどうかということにつきましては、当時私はおおむね適正な額だと思つたという趣旨のことを申し上げたのでございますが、特に現地につきましてこの点を調査してありませんが、なお私がそういう方面の経験者につきましていろいろ聞いてみましたところによりまして、三千円という公費は、普通委員としてゴルフをやります場合には、グリーン・フィーとかキャディー・フィーを含めまして、大体千円前後であるということでございます。それから観光ホテルの宿泊料を二千円と見ますと、三千円という金額はきわめて妥当な金額であるというふうな聞いております。したがって、さしつかえないというふうな考えまして、現地につきましては特に聞きませんでした。

○委員長(松野孝一君) 御発言下さい。

○亀田得治君 そのいうことで、これはまた再度もう少し調べてもらわなければならぬことにならうかと思つたのです。

まあ最初にお答えになった第一、第二、第三の点は一応承つておきます

二、第三の点は一応承つておきます

が、今私が申し上げた点が、野田検事正のやはり非常に適切でない行動というところで、これは相当指弾されているわけですね。週刊雑誌なんかにも取り上げられていくらいなんです。週刊雑誌はごらんになったでしょうか。

○政府委員(竹内濤平君) 私拝見いたしました。

○龜田得治君 そういうわけですから、今刑事局長がお答えになったようなことでなしに、実際にもう少し調べて、それがほんとうに適正かどうか。私は三千円渡されたということにも疑問を持っているのですが、渡されたとしても、ほんとうに適正かどうかということについては、やはり疑いを晴らす必要があると思うのです。私たちがいろいろないきさつで問題がそういう問題に発展してきたわけですが、やはり検事正という非常に重要な立場にある人のことですから、軽率な発言もできません。そういう関係で昨年の十二月二十六日から二十七日にかけて、現場の調査に私たち行ってきました。現場の調査に私たち行ってきました。行きました、そして検事正が泊まったという部屋とか、あるいはその当時検事正たちをいろいろ世話したホテルの人なり、そういう人に直接当たって、そして、これは単なるうわさでないということを実は確認してきていくわけなんです。そういう関係で、もう一、二点、これは追加してお尋ねしたいのですが、第一は、この前のお答えの中だったかと思うのですが、野田検事正が偶然、たまたま一緒になった、そういう重役諸君と会食をするようなことになったような印象のお答えがあったように私記憶するのですが、速記録を見直せばよく

わかりますが、ところが私たちが現場で実際によく調べてみますと、決してそういうことではないのでして、合計十四名、七月八日に観光ホテルに泊まっておりますのは、これは検事正が一人、それから地検の運転手が一人、それから三井鉱山の橋本、村田、古賀、田坂、増本、戸上、三井鉱山の運転手が一名、それから九産交の太田、竹林、榊田、そのほかに九産交の運転手が二名、合計十四名です。当日の客室の日報なども私はあらためて見せてもらった——調べたわけですが、それによりますと、到着時間などもちゃんと一緒に、同時刻になっておるわけですね。野田検事正がお泊まりになったのは二一五号室です。到着時間も七時三十分というふうにはちゃんと書き記してあるわけですね。七時三十分に着てきた方は、増本とか戸上とか村田、古賀、太田、こういうような方が七時三十分に着ておるわけなんです。それからまあそういうわけですね。それからもう一つは、部屋の予約の関係も調べましたが、この部屋は九産交の竹林事務から予約されておるわけなんです。事前に、そうして今申し上げたように、この十四名全部が一緒に行つたわけにはありませんが、到着時間は多少違つておる人もありますが、少なくとも野田検事正だけが一人おらつたと行つたのではないでして、ほかの重役の方と一緒に到着しておるわけなんです。しかもそれらの部屋というものは、今申し上げたように、九産交の竹林事務が以前から予約してあった。で、竹林事務がそういう部屋割りをやっていたもので、竹林常務より先に三人ほどホテルに着いたようなんです。ところが

先に着いた人は、竹林常務がまだ着かないからというので、ホテルのロビーで待っておられたようなんです。で、竹林常務が来たので、部屋割りがそこではつきりして、そして部屋に入つた。こういうようなことがはつきり出しておるわけですね。したがって、私はこの事件は単なる偶然にたまたま一緒になったといったようなものではない。これはひとつ私たちの調査では非常に明確なんです。だから、その点もひとつもつとはつきりした調査をしてほしいと思うのです。

それからもう一点申し上げますが、お金の点であります。これもホテルのほうに行きまして、どういう支払いになっておるかということをお聞きしました。その支払いの仕方が二つになっておる。一つは三井関係のグループとして九名が一括して支払いされておるわけですね。この九名の中に野田検事正並びに熊本地検の運転手の一名も含まれておる。こういうことなんです。そしてこの九名分の合計は三万七千八百八十五円です。これは当日入金になっておる。昭和三十六年八月二十八日の入金になっておる。ホテルとしては割引は一切してありません。こういうことです。そこでこの野田検事正のお泊まりになった部屋は二一五号で、これは浴室付のAクラスの部屋として、部屋代は二千五百円はするクラスのもので、それからあそこは全くホテル式でありまして、部屋代には食料は全然含まれておらない。食事は全然別なんです。したがって一人一人泊食事を入れますと五千円ないし六千円はかかるのではないかと、こういうふう

に想像されるわけですね。食事代の内訳を見ますと、部屋代、定食のほかに、ほかの飲みもの——お酒なども取っておりますからね、したがって一人分に換算いたしますと、——運転手の場合には少なくなるでしょう、部屋のよしあしとか、そういう点も勘案いたしますと、五千円ないし六千円にはなるだろうというふうには、ここにちゃんと料金表からみながらあるわけなんです。そういう計算が成り立つわけですね。

それからさらに熊本のゴルフクラブのほうに参りまして、これはゴルフクラブのちゃんと野田検事正は会員でありますから、野田検事正分という伝票がちゃんと残っております。それによりまして、八日と九日と二日やっております。二千二百二十円という数字がもうちゃんと出ておるわけですね。これらの伝票の上には、したがって、これを合計いたしますと、七、八千円の金額にこれはどうしてもなつてくるわけなんです。それから念のためにも思ひまして、三井グループ以外の九産交のグループの支払いについても、これはホテルでお尋ねをいたしました。これは全然伝票が別になっておりました。そして九産交はホテルとは特別の関係だから割引はしてある、こういうことですね。これは九千三百三円です。これは五人分ですね、九産交の関係の人は、こういうふうには非常につきり金額の計算などが出ておるわけなんです。で、私たちが戸上君にも実はぜひお会いしたいと思つておるのですが、何かその後彼はほかへ転勤になつて熊本におらぬとかいうようなことをあちらで聞きまして、これも

まあそういう関係で、三千円受け取つたかどうかについての確かめはこれはいたしておりませんが、たとえ局長が報告を受けているように、三千円を翌日渡したといたしても、計算関係は、今申し上げたようなことになっておるわけですね。はなはだもつて、そういうことでもういいのだということにはならぬと思うのです。第一の問題点は、そんなたまたま偶然に起きた事件じゃないかということが一つ。それと、もう一つは、そういう計算関係が数字が合致しないかということが一つです。そこら辺を調べてほしいと思つたわけですが、私たちがのような、そういう捜査権も持たない者でもこれだけ調べることが出来るわけですが、もう少しこういう新聞や、いろいろな週刊誌などにも取り上げられているようなことですから、あなたのほう自体が積極的に事態を明らかにしてほしいと私たちは思つておる。どうしてこれができるのですか。

○政府委員(竹内濤平君) それはできないのではなくて、私どもの調査をお願いしました責任ある方からの回答に基づいて、ここで答えを申し上げます。おつたわけでございますが、私の申し上げていることと龜田委員のお調べになりましてのこととの間に、まあ詳細と抽象的とのすこぶる違いがあると思つたので、さらに立ち入って調査をしてお尋ねを申し上げます。

なお、申し上げておきますが、木省自身が調べることの可否につきましては、この所管は人事課になるわけでございます。ですので聞いていただくところによりまして、検査のほうにも出願が

出ているということでもございまして、人事課のほうにおきましても、みずから調査をしていると思えますので、そのほうの結果は、私もはまだ承知をいたしておりませんが、いずれにいたしましても、事態の真相を明らかにしたいと、かように考えております。

○龜田得治君 じゃ、その明らかにしていたときに、もう一つ突っ込んで明らかにしてほしいと思えますのは、八日の晩に夕食を皆さん集まった人が一緒にしているわけですか。これも私たちホテルに行きまして、どの場所でもということも確かめてきたわけですが、各人が自分の部屋でしないで、ホテルですから、原則として食堂でやるようになっていくわけですが、普通の並べ方を覚えて、テーブルをこう集めて、そうして皆がぐるっと輪になって、そういう格好で夕食をしているわけですか。そういうこともはっきりしておきますし、それからあすこのホテルの従業員の中の一番上のクラスの人ですが、名前がわかっているんですが、これまで、名前を出していかどうかはわかりませんが、その人からの話によりますと、検察庁、裁判所等で扱っている問題について話が出ていたことは間違いない。どんな話かは、これはまたまた聞きになりますから、若干こういふところで申し上げるのもどうかと思えますが、三井鉱山なり九産交が当事者になっている問題について話が出ていたことは間違いない、こういうこともはっきり言っておるわけなんです。だから、私は、そういうことは、そのことによって事件がどれだけ曲げられたとかなんとか、そういう因果関

係についてまでは憶測はいたしません、はなはだもって不体裁なことだと考えるわけですが、これはどうせホテルについてあなたのほうが調べなければわからぬことだと思えます。だから、どうせ先ほどのような点もお調べになるのであれば、今申し上げたい、そういう点についても確かめてほしいと思う。必要があれば、私は名前は内内あなたに申し上げてもいいと思えます。それから私のほうでも、三井鉱山関係の事件ですね、これを調べてみたわけですが、先ほど刑事局長からちょっと人数を基礎にして御報告がありました。私が調べたのは、これは起訴件数で調べたわけですが、熊本地検で現在刑事事件として三井鉱山の従業員が起訴されておるのが二十二件になっております。それから福岡の地検では二十七件、福岡地検大牟田支部も入っておるようですが、福岡関係では二十七件もあるわけですね。人数は私のほうで今ちょっとわかりませんが、ともかくこれは会社と労働組合が争って、その結果の事件ですね。それだけの事件を地検として扱っておられるが、その刑事事件の立場から見たら、やはりお互い相手方は、強く言えば敵対関係、そういうことになっておるそのときに、その会社の重役と、しかもこれはあなたちゃんと目を打ち合わせてホテルに泊まってゴルフをする。しかもお金の始末は、先ほど申し上げたような状況。こんなことは何としたって私は検事たる立場から見ても適格性を欠くと思えます。法務大臣からは前に李下に冠を正さずというように、前では遺憾の意の表明がありました、私

はまああのころはちょっと慎重さを欠くなというふうな考えていたんです。いろいろな関係事件を調べたり、実際にホテルについて状況等を調べてみますと、はなはだもって私にはけしからぬと実は思っているんです。で、今私がお調べになったことが、法務省のほうで調べたことでは、事実はそのとおりだということであれば、これは法務大臣からもはっきりしたお答えを私はいただけなと思うんですが、今私が申し上げたのを前提にして、法務大臣のお気持はどうですかというのを聞くのも、事実がそのとおりかどうか、私が言うだけじゃはっきりしないというところでお答えしにくいだろうと思うんですが、しかし、私がこれだけ言う以上は、これはやっぱりそんな軽率に言える問題じゃありませんわけです。ぜひ、これは地元ではやはり大きな問題にもなり、ひいては検察の威信ということにも関係があるわけですから、真剣にひとつ検討していただいて、悪いものは悪いという事実がはっきりすれば、やっぱりはっきりとした態度をとってもらいたいと考えるわけです。きょうはまあ法務大臣に直接この段階で御意見を聞くのは無理かと思いましたが、ただ刑事局長から法務大臣が間接的に私の質問をお聞き下さるよりも、直接聞いていただいたほうが問題の性格をつかんでもらうのによからうと思ひまして、実は御同席願ったわけなんです。そういうわけですから、今無理に法務大臣に答弁は求めませんが、十分これはひとつ調べに並行して考えていきたいと思います。法務大臣から前におっしゃれば答えていただきたいたのですが、どうでしょう。

○国務大臣(植木康子郎君) ただいま野田検事正の熊本時代におけるお話し、お調べになったところを承りました。が、私のほうにいたしまして、御要望のとおり、でき得る限り詳細に取り調べまして、その上でまた何分の意見を申し上げさせていただきます。と思ひます。

○委員長(松野孝一君) 他に御発言もなければ、本件についてはこの程度にとどめます。次回は二月六日午前十時より開会することとし、木日はこれにて散会いたします。午後零時三十六分散会

一月三十一日予備審査のため、木委員に左の案件を付託された。
行政事件訴訟法案

行政事件訴訟法案
行政事件訴訟法
目次
第一章 総則(第一条―第七条)
第二章 抗告訴訟
第一節 取消訴訟(第八条―第三十五条)
第二節 その他の抗告訴訟(第三十六条―第三十八条)
第三章 当事者訴訟(第三十九条―第四十一条)
第四章 民衆訴訟及び機関訴訟(第四十二条―第四十三条)
第五章 補則(第四十四条―第四十五条)
附則

第一章 総則
(この法律の趣旨)
第一条 行政事件訴訟については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。
(行政事件訴訟)
第二条 この法律において「行政事件訴訟」とは、抗告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟をいう。
(抗告訴訟)
第三条 この法律において「抗告訴訟」とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟をいう。
2 この法律において「処分取消の訴え」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為(次項に規定する裁決、決定その他の行為を除く。以下単に「処分」という。)の取消しを求め訴訟をいう。
3 この法律において「裁決の取消の訴え」とは、審査請求、異議申立てその他の不服申立て(以下単に「審査請求」という。)に対する行政庁の裁決、決定その他の行為(以下単に「裁決」という。)の取消しを求め訴訟をいう。
4 この法律において「無効等確認の訴え」とは、処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無の確認を求め訴訟をいう。
5 この法律において「不作為の違法確認の訴え」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内にならぬか処分又は裁決をすべきにもかかわらず、これをしないことについての違法の確認を求

ることをいう。

める訴訟をいう。

(当事者訴訟)

第四条 この法律において「当事者訴訟」とは、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするもの及び公法上の法律関係に関する訴訟をいう。

(民衆訴訟)

第五条 この法律において「民衆訴訟」とは、国又は公共団体の機関の法規に適合しない行為の是正を求め訴訟で、選挙人たる資格その他自己の法律上の利益にかかわらない資格で提起するものを用いる。

(機関訴訟)

第六条 この法律において「機関訴訟」とは、国又は公共団体の機関相互間における権限の存否又はその行使に関する紛争についての訴訟をいう。

(この法律に定めがない事項)

第七条 行政事件訴訟に関し、この法律に定めがない事項については、民事訴訟の例による。

第二章 抗告訴訟

第一節 取消訴訟

(処分の取消しの訴えと審査請求との関係)

第八条 処分の取消しの訴えは、当該処分につき法令の規定により審査請求をすることができるときにおいて、直ちに提起することを妨げない。ただし、法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができな

い旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においても、次の各号の一に該当するときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができる。

一 審査請求があつた日から三箇月を経過しても裁決がないとき。

二 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

三 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 第一項本文の場合において、当該処分につき審査請求がされているときは、裁判所は、その審査請求があつた日から三箇月を経過しても裁決がないときは、その期間を経過するまで、訴訟手続を中止することができる。

(原告適格)

第九条 処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え(以下「取消訴訟」という)は、当該処分又は裁決の取消しを求めるときは、法律上の利益を有する者(処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなつた後においてもなお処分又は裁決の取消しによつて回復すべき法律上の利益を有する者を含む)に限り、提起することができる。

(取消しの理由の制限)

第十条 取消訴訟においては、自己の法律上の利益に関係のない違法

を理由として取消しを求めることができない。

2 処分の取消しの訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁決の取消しの訴えとを提起することができるときは、裁決の取消しの訴えにおいては、処分の違法を理由として取消しを求めることができない。

(被告適格)

第十一条 処分の取消しの訴えは、処分をした行政庁を、裁決の取消しの訴えは、裁決をした行政庁を被告として提起しなければならない。ただし、処分又は裁決があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、その行政庁を被告として提起しなければならない。

2 前項の規定により被告とすべき行政庁がない場合には、取消訴訟は、当該処分又は裁決に係る事務の帰属する国又は公共団体を被告として提起しなければならない。

(管轄)

第十二条 行政庁を被告とする取消訴訟は、その行政庁の所在地の裁判所の管轄に属する。

2 土地の収用、営業権の設定その他不動産又は特定の場所に係る処分又は裁決についての取消訴訟は、その不動産又は場所の所在地の裁判所にも、提起することができる。

3 取消訴訟は、当該処分又は裁決に関する事案の処理に当たつた下級行政機関の所在地の裁判所にも、提起することができる。

第十三条 取消訴訟と次の各号の一に該当する請求(以下「関連請求」という)に係る訴訟とが各別の裁判所に係属する場合には、相当と認めるときは、関連請求に係る訴訟の係属する裁判所は、申立てにより又は職権で、その訴訟を取消訴訟の係属する裁判所に移送することができる。ただし、取消訴訟又は関連請求に係る訴訟の係属する裁判所が高等裁判所であるときは、この限りでない。

一 当該処分又は裁決に関連する原状回復又は損害賠償の請求

二 当該処分とともに一個の手続を構成する他の処分の取消しの請求

三 当該処分に係る裁決の取消しの請求

四 当該裁決に係る処分の取消しの請求

五 当該処分又は裁決の取消しを求め他の請求

六 その他当該処分又は裁決の取消しの請求と関連する請求

(出訴期間)

第十四条 取消訴訟は、処分又は裁決があつたことを知つた日から三箇月以内(ただし、提起しなければならぬ)に提起しなければならない。

2 前項の期間は、不変期間とする。

3 取消訴訟は、処分又は裁決の日から一年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

4 第一項及び前項の期間は、処分又は裁決につき審査請求をするこ

とができる場合又は行政庁が誤つて審査請求をすることができない旨を教示した場合において、審査請求があつたときは、その審査請求をした者については、これに対する裁決があつたことを知つた日又は裁決の日から起算する。

(被告を誤つた訴えの救済)

第十五条 取消訴訟において、原告が故意又は重大な過失によらぬ被告とすべき者を誤つたときは、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、被告を変更することを許すことができる。

2 前項の決定は、書面とするものとし、その正本を新たな被告に送達しなければならない。

3 第一項の決定があつたときは、出訴期間の遵守については、新たな被告に対する訴えは、最初に訴えを提起した時に提起されたものとみなす。

4 第一項の決定があつたときは、従前の被告に対しては、訴えの取下げがあつたものとみなす。

5 第一項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

6 第一項の申立てを却下する決定に対しては、即時抗告をすることができない。

7 上訴審において第一項の決定をしたときは、裁判所は、その訴訟を管轄裁判所に移送しなければならない。

(請求の客観的併合)

第十六条 取消訴訟には、関連請求に係る訴えを併合することができる。

2 前項の規定により訴えを併合す

る場合において、取消訴訟の第一審裁判所が高等裁判所であるときは、関連請求に係る訴えの被告の同意を得なければならない。被告が異議を述べないで、本案について弁論をし、又は準備手続において申述をしたときは、同意したものとみなす。

(正同訴訟)

第十七条 数人は、その数人の請求又はその数人に対する請求が処分又は裁決の取消しの請求と関連請求とである場合に限り、共同訴訟人として訴え、又は訴えられることができる。

2 前項の場合には、前条第二項の規定を準用する。

(第三者による請求の追加的併合)

第十八条 第三者は、取消訴訟の口頭弁論の終結に至るまで、その訴訟の当事者の一方を被告として、関連請求に係る訴えをこれに併合して提起することができる。この場合において、当該取消訴訟が高等裁判所に係属しているときは、第十六条第二項の規定を準用する。

(原告による請求の追加的併合)

第十九条 原告は、取消訴訟の口頭弁論の終結に至るまで、関連請求に係る訴えをこれに併合して提起することができる。この場合において、当該取消訴訟が高等裁判所に係属しているときは、第十六条第二項の規定を準用する。

2 前項の規定は、取消訴訟について民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第二百三十二条の規定の例によることを妨げない。

第二十条 前条第一項前段の規定により、処分の取消しの訴えをその処分についての審査請求を棄却した裁決の取消し訴えに併合して提起する場合には、同項後段において準用する第十六条第二項の規定にかかわらず、処分の取消しの訴えの被告の同意を得ることを要せず、また、その提起があつたときは、出訴期間の遵守については、処分の取消しの訴えは、裁決の取消しの訴えを提起した時に提起されたものとみなす。

(国又は公共団体に対する請求への訴えの変更)

第二十一条 裁判所は、取消訴訟の目的たる請求を当該処分又は裁決に係る事務の帰属する国又は公共団体に對する損害賠償その他の請求に変更することが相当であると認めるときは、請求の基礎に変更がない限り、口頭弁論の終結に至るまで、原告の申立てにより、決定をもつて、訴えの変更を許すことができる。

2 前項の決定には、第十五条第二項の規定を準用する。

3 裁判所は、第一項の規定により訴えの変更を許す決定をするには、あらかじめ、当事者及び損害賠償その他の請求に係る訴えの被告の意見をきかなければならない。

4 訴えの変更を許す決定に対しては、即時抗告をすることができる。

5 訴えの変更を許さない決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(第三者の訴訟参加)

第二十二條 裁判所は、訴訟の結果により権利を害される第三者があるときは、当事者若しくはその第三者の申立てにより又は職権で、決定をもつて、その第三者を訴訟に参加させることができる。

2 裁判所は、前項の決定をするには、あらかじめ、当事者及び第三者の意見をきかなければならない。

3 第一項の申立てをした第三者は、その申立てを却下する決定に対して即時抗告をすることができる。

4 第一項の規定により訴訟に参加した第三者については、民事訴訟法第六十二条の規定を準用する。

5 第一項の規定により第三者が参加の申立てをした場合には、民事訴訟法第六十八条の規定を準用する。

第二十三條 裁判所は、他の行政庁を訴訟に参加させることが必要であると認めるときは、当事者若しくはその行政庁の申立てにより又は職権で、決定をもつて、その行政庁を訴訟に参加させることができる。

(行政庁の訴訟参加)

第二十四條 裁判所は、他の行政庁を訴訟に参加させることが必要であると認めるときは、当事者若しくはその行政庁の申立てにより又は職権で、決定をもつて、その行政庁を訴訟に参加させることができる。

(職権証拠調べ)

第二十五條 裁判所は、必要があると認めるときは、職権で、証拠調べをすることができる。ただし、その証拠調べの結果について、当事者の意見をきかなければならない。

(執行停止)

第二十六條 執行停止の決定が確定した後、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、裁判所は、相手方の申立てにより、決定をもつて、執行停止の決定を取り消すことができる。

2 前項の申立てに対する決定及びこれに対する不服については、前条第四項から第七項までの規定を準用する。

2 前項の申立ては、理由を附さなければならぬ。

(内閣総理大臣の異議)

第二十七條 第二十五條第二項の申立てがあつた場合には、内閣総理大臣は、裁判所に対し、異議を述べることが出来る。執行停止の決定があつた後においても、同様とする。

2 前項の異議には、理由を附さなければならぬ。

3 前項の異議の理由においては、内閣総理大臣は、処分の効力を存続し、処分を執行し、又は手続を続行しなければ、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれのある事情を示すものとする。

第二十八條 執行停止の決定が確定した後、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、裁判所は、相手方の申立てにより、決定をもつて、執行停止の決定を取り消すことができる。

(事情変更による執行停止の取消)

第二十九條 執行停止の決定が確定した後、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、裁判所は、相手方の申立てにより、決定をもつて、執行停止の決定を取り消すことができる。

2 前項の申立てに対する決定及びこれに対する不服については、前条第四項から第七項までの規定を準用する。

2 前項の申立ては、理由を附さなければならぬ。

(内閣総理大臣の異議)

第三十條 第二十八條第二項の申立てがあつた場合には、内閣総理大臣は、裁判所に対し、異議を述べることが出来る。執行停止の決定があつた後においても、同様とする。

2 前項の異議には、理由を附さなければならぬ。

3 前項の異議の理由においては、内閣総理大臣は、処分の効力を存続し、処分を執行し、又は手続を続行しなければ、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれのある事情を示すものとする。

4 第一項の異議があつたときは、裁判所は、執行停止をすることができず、また、すでに執行停止の決定をしているときは、これを取り消さなければならぬ。

5 第一項後段の異議は、執行停止の決定をした裁判所に対して述べなければならない。ただし、その決定に対する抗告が抗告裁判所に係属しているときは、抗告裁判所に対して述べなければならない。

6 内閣総理大臣は、やむをえない

場合でなければ、第一項の異議を述べたときは、次の常会において国会にこれを報告しなければならぬ。

(執行停止等の管轄裁判所)

第二十八条 執行停止又はその決定の取消しの申立ての管轄裁判所は、本案の係属する裁判所とする。

(執行停止に関する規定の準用)

第二十九条 前四条の規定は、裁決の取消しの訴えの提起があつた場合における執行停止に関する事項について準用する。

(裁量処分取消)

第三十条 行政庁の裁量処分については、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつた場合に限り、裁判所は、その処分を取り消すことができる。

(特別の事情による請求の棄却)

第三十一条 取消訴訟については、処分又は裁決が違法ではあるが、これを取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、原告の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分又は裁決を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認めるときは、裁判所は、請求を棄却することができる。この場合には、当該判決の本文において、処分又は裁決が違法であることを宣言しなければならぬ。

2 裁判所は、相当と認めるときは、終局判決前に、判決をもつて、処分又は裁決が違法であること

とを宣言することができる。

3 終局判決に事実及び理由を記載するには、前項の判決を引用することができる。

(取消判決等の効力)

第三十二条 処分又は裁決を取り消す判決は、第三者に対しても効力を有する。

2 前項の規定は、執行停止の決定又はこれを取り消す決定に準用する。

第三十三条 処分又は裁決を取り消す判決は、その事件について、当事者たる行政庁その他の関係行政庁を拘束する。

2 申請を却下し若しくは棄却した処分又は審査請求を却下し若しくは棄却した裁決が判決により取り消されたときは、その処分又は裁決をした行政庁は、判決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分又は審査請求に対する裁決をしななければならない。

3 前項の規定は、申請に基づいてした処分又は審査請求を認容した裁決が判決により手続に違法があることを理由として取り消された場合に準用する。

4 第一項の規定は、執行停止の決定に準用する。

(第三者の再審の訴え)

第三十四条 処分又は裁決を取り消す判決により権利を侵害された第三者で、自己の責めに帰することができない理由により訴訟に参加することができなかつたため判決に影響を及ぼすべき攻撃又は防御の方法を提出することができなかつたものは、これを理由として、確

定の終局判決に対し、再審の訴えをもつて、不服の申立てをすることができる。

2 前項の訴えは、確定判決を知つた日から三十日以内に提起しななければならない。

3 前項の期間は、不変期間とする。

4 第一項の訴えは、判決が確定した日から一年を経過したときは、提起することができない。

(訴訟費用の裁判の効力)

第三十五条 国又は公共団体に所属する行政庁が当事者又は参加人である訴訟における確定した訴訟費用の裁判は、当該行政庁が所属する国又は公共団体に對し、又はそれらの者のために効力を有する。

第二節 その他の抗告訴訟

(無効等確認の訴えの原告適格)

第三十六条 無効等確認の訴えは、当該処分又は裁決に続く処分により損害を受けるおそれのある者その他当該処分又は裁決の無効等の確認を求めるときに法律上の利益を有する者で、当該処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによつて目的を達することができないものに限り提起することができる。

(不作為の違法確認の訴えの原告適格)

第三十七条 不作為の違法確認の訴えは、処分又は裁決についての申請をした者に限り、提起することができる。

(取消訴訟に関する規定の準用)

第三十八条 第十一条から第十三条

まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条から第二十四条まで、第三十三条及び第三十五条の規定は、取消訴訟以外の抗告訴訟に準用する。

2 第十条第二項の規定は、処分等の無効等確認の訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁決に係る抗告訴訟を提起することができる場合に、第二十条の規定は、処分の無効等確認の訴えをその処分についての審査請求を併合して提起する場合に準用する。

3 第二十五条から第二十九条まで及び第三十二条第二項の規定は、無効等確認の訴えに準用する。

4 第八条及び第十条第二項の規定は、不作為の違法確認の訴えに準用する。

第三章 当事者訴訟

(出訴の通知)

第三十九条 当事者間の法律関係を確定し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で、法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものが提起されたときは、裁判所は、当該処分又は裁決をした行政庁にその旨を通知するものとする。

(出訴期間の定めがある当事者訴訟)

第四十条 当事者訴訟につき法令に出訴期間の定めがあるときは、その期間は、不変期間とする。

2 第十五条の規定は、出訴期間の定めがある当事者訴訟に準用する。

(抗告訴訟に関する規定の準用)

第四十一条 第二十三条、第二十四

条、第三十三条第一項及び第三十五条の規定は、当事者訴訟に準用する。

2 第十三条の規定は、当事者訴訟とその目的たる請求と関連請求の關係にある請求に係る訴訟とが各別の裁判所に係属する場合における移送に、第十六条から第十九条までの規定は、これらの訴えの併合について準用する。

第四章 民衆訴訟及び機関訴訟

(訴えの提起)

第四十二条 民衆訴訟及び機関訴訟は、法律に定める場合において、法律に定める者に限り、提起することができる。

(抗告訴訟又は当事者訴訟に関する規定の準用)

第四十三条 民衆訴訟又は機関訴訟で、処分又は裁決の取消しを求めらるものについては、第九条及び第十條第一項の規定を除き、取消訴訟に関する規定を準用する。

2 民衆訴訟又は機関訴訟で、処分又は裁決の無効の確認を求めらるものについては、第三十六条の規定を除き、無効等確認の訴えに関する規定を準用する。

3 民衆訴訟又は機関訴訟で、前二項に規定する訴訟以外のものについては、第三十九条及び第四十条第一項の規定を除き、当事者訴訟に関する規定を準用する。

第五章 補則

第四十四条 行政庁の処分その他公権力の行使に当たたる行為について

は、民事訴訟法に規定する仮処分をすることができない。

(処分の効力等を争点とする訴訟)
第四十五条 民法上の法律関係に関する訴訟において、処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無が争われている場合には、第二十三条第一項及び第二項並びに第三十九条の規定を準用する。

2 前項の規定により行政庁が訴訟に参加した場合には、民事訴訟法第六十九条の規定を準用する。ただし、攻撃又は防御の方法は、当該処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無に関するものに限る。提出することができない。

3 第一項の規定により行政庁が訴訟に参加した後において、処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無に関する争いがなくなつたときは、裁判所は、参加の決定を取り消すことができる。

4 第一項の場合には、当該争点に關し第二十四条の規定を、訴訟費用の裁判に關し第三十五条の規定を準用する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十七年十一月一日から施行する。

(行政事件訴訟特例法の廃止)

第二条 行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

(経過措置に関する原則)

第三条 この法律は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、旧法によつて生

じた効力を妨げない。

(訴訟前置に関する経過措置)

第四条 法令の規定により訴訟をすることができない処分又は裁決であつて、訴訟を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものの取消訴訟の提起については、この法律の施行後も、なお旧法第二条の例による。

(取消しの理由の制限に関する経過措置)
第五条 この法律の施行の際現に係属している裁決の取消しの訴えについては、第十条第二項の規定を適用しない。

(被告適格に関する経過措置)
第六条 この法律の施行の際現に係属している取消訴訟の被告適格については、なお従前の例による。

(出訴期間に関する経過措置)
第七条 この法律の施行の際現に旧法第五条第一項の期間が進行している処分又は裁決の取消しの訴えの出訴期間で、処分又は裁決があつたことを知つた日を基準とするものについては、なお従前の例による。ただし、その期間は、この法律の施行の日から起算して三箇月をこえることができない。

2 この法律の施行の際現に旧法第五条第三項の期間が進行している処分又は裁決の取消しの訴えの出訴期間で、処分又は裁決があつた日を基準とするものについては、なお従前の例による。

3 前二項の規定は、この法律の施行後に審査請求がされた場合における第十四条第四項の規定の適用を妨げない。

(取消訴訟以外の抗告訴訟に関する経過措置)
第八条 取消訴訟以外の抗告訴訟で、この法律の施行の際現に係属しているものの原告適格及び被告適格については、なお従前の例による。

2 附則第五条の規定は、処分の無効等確認の訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁決に係る抗告訴訟とを提起することができるときに準用する。

(当事者訴訟に関する経過措置)
第九条 第三十九条の規定は、この法律の施行後に提起される当事者訴訟についてのみ、適用する。

(民衆訴訟及び機関訴訟に関する経過措置)
第十条 民衆訴訟及び機関訴訟のうち、処分又は裁決の取消しを求めらるものについては、取消訴訟に関する経過措置に関する規定を、処分又は裁決の無効の確認を求めるものについては、無効等確認の訴えに関する経過措置に関する規定を準用する。

(処分の効力等を争点とする訴訟に関する経過措置)
第十一条 第三十九条の規定は、この法律の施行の際現に係属している民法上の法律関係に関する訴訟については、この法律の施行後に新たに処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無が争われるに至つた場合のみ、準用する。